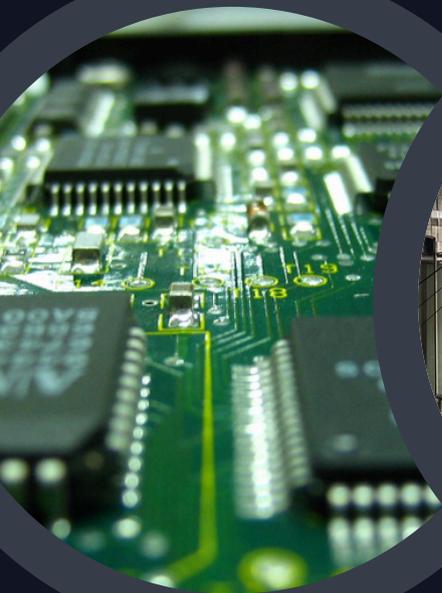


企業立地は尼崎市へ！

設備投資も尼崎市で！

企業投資活動促進制度



制度概要

尼崎市内で事業用地の取得や工場の新設・増設、設備の導入・更新等をする場合に、一定の要件を満たせば、奨励金の支給を受けることができる制度です。

対象事業

重点分野

- ・ 成長関連産業 (1) 新エネルギー・環境関連産業 (2) 半導体産業 (3) 健康医療産業
- ・ 大学発ベンチャー等のスタートアップ企業
- ・ 本社又は研究所の機能を有した企業

製造業

- ・ 上記の重点分野以外の製造業

奨励措置

① 企業投資活動促進奨励金

<重点分野>事業投資に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）及び都市計画税（土地・家屋）相当額を課税翌年度に支給（3年分）

<製造業> 事業投資に係る固定資産税（家屋・償却資産）及び都市計画税（家屋）相当額を課税翌年度に支給（1年分）

② 従業員市内居住奨励金

常勤従業員が尼崎市内に転入した場合、1世帯あたり最大10万円を支給（市内に転入した日から引き続き1年以上本市内に住所を有しているものに限る）

要件

- ① 事業所の新設・増設・建替・市内間移転、設備の新設・増設・更新（原則、中小企業者に限る）のいずれかに該当すること
※市内企業による制度利用の場合は、従前の従業員数から減少がないことが条件
- ② 事業投資額（土地・家屋・償却資産の取得額の合計）及び従業員規模が次の条件を満たすこと
[中小企業] 事業投資額 3,000万円以上 かつ 常勤従業員数 4人以上
[大企業] 事業投資額 10億円以上 かつ 常勤従業員数 50人以上
- ③ 環境保全への配慮に取り組むこと

事業者の責務

- ① 義務規定
・ 認定事業の5年間の事業継続
- ② 努力規定
・ 尼崎市民の雇用（常勤従業員の3分の1以上を尼崎市民とすること）
・ 認定事業の10年間の事業継続
・ 地域社会の発展への協力

対象地域

市内全域
ただし製造業は、工業専用地域、工業地域、準工業地域に限ります。

その他にも、一部対象外地域も有りますので、制度利用の際はご相談ください。

申請期限

事業の用に供する土地の所有権移転・賃貸借契約日、家屋の完成・所有権移転・賃貸借契約日、又は取得した償却資産の引き渡し日のいずれか早い日の15日前まで



尼崎市産業政策課
尼崎市東七松町1丁目23-1（本庁舎中館7階）



TEL 06-6489-6670
FAX 06-6489-6491



ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp



<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/kigyousinsetu/1040707/040708.html>

